

誓 約 書

鳴門市公営企業管理者 企業局長 殿 令和 年 月 日

給水申込者	住 所	
	氏 名	
	☎	()
建設業者等	住 所	
	氏 名	
	☎	()
鳴門市指定 給水装置 工事事業者	住 所	
	氏 名	
	☎	()

(1) 新設工事用

下記設置場所の給水装置工事は、一栓仮設で竣工届をし、検査合格後の水道は、生活用水でなく、臨時的に使用するもので、鳴門市水道事業給水条例第22条の規定により、特殊用の水道料金をお支払いし、貴水道事業課には一切ご迷惑をかけないことを誓約します、

なお家屋新築などの際、給水装置工事は、鳴門市指定給水装置工事事業者により施工し、完成時には、かならず竣工検査を受けますので、検査合格後は、一般用としてお取り扱いくださるようお願いいたします。

(2) 既設工事用

下記設置場所の給水装置は、建替え及び、改築工事のため、旧設備を撤去し、工事用一栓に設備変更を致しますので、未検査ではありますが、既設開栓の取扱いをお願いいたします。開栓後は生活用水でなく臨時的に使用するもので鳴門市水道事業給水条例第22条の規定により、特殊用の水道料金をお支払いし、貴水道事業課には一切ご迷惑をかけないことを誓約します。

なお完成時には、かならず鳴門市指定給水装置工事事業者 で竣工検査を受けますので、検査合格後は、一般用としてお取扱いくださるようお願いいたします。

(3) その他

検査後にメーターの位置・深さ・配管等を変更する場合には水道事業課に申請・届出します。
水道配水管よりメーターまでにおいて給水管の漏水、詰り等が見られた場合は敷地内の修繕工事に協力します。

・ 申請する工事 新設・修繕・撤去・改造 (φ mm→φ mm)

・ 使用する給水番号 給水 NO.

・ 撤去する給水番号 給水 NO.

(4) 給水装置設置場所

(5) 水道料金支払者 ㊟ TEL ()

※工事期間中の水道料金支払者 ㊟ TEL ()

(6) 契約内容の合意

加入金及び手数料については、鳴門市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第28条及び第29条の規定に基づき申請します。

給水申込者 ㊟

(注意) 誓約書に署名捺印する時は、必ず誓約内容をよく読んでください。